

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 施工業者

事業(務)所名

主任監督員名

①「施工プロセス」チェックリストは、設計図書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容をYES、NOで記録するとともに、NOの場合は、備考欄に必要な改善通知、改善指示及びその是正状況等を記録する。
③用語の定義 契約後：当初契約後 変更後：契約変更後

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの目安)	チ ェ ッ ク 時 期							備 考
				着 手 前	施 工 中					完 成 時	
1	I 施 工 体 制 一 般	契約工程表	・ 契約締結後14日以内に工程表が提出されたか？ (契約後、変更後)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		工事カルテ	・ 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録されたか？ (契約後、変更後、完成前)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		品質証明	・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行いその結果を所定の様式により提出したか？ (検査前等)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・ 品質証明は出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施されたか？ (品質証明実施時)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		建退共等	・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出しているか？ (契約後、増額変更後)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・ 建退共制度に関する標識が現場に掲示されているか？ (施工時1回程度)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されているか？ (施工時1回程度)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・ 建退共証紙が共済手帳に貼付してあるのを確認しているか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		施工体制台帳、施工体系図	・ 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されているか？ (施工時1回／月程度)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

別紙 9 - 2

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの目安)	チ ェ ッ ク 時 期							備 考
				着 手 前	施 工 中					完 成 時	
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	施 工 体 制 台 帳、 施 工 体 系 図	・ 施工体制台帳に下請負契約書 (写) が添付されているか？ (施工時 1 回／月程度)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・ 施工体制台帳に一時下請負金額 が記入されているか？ (施工時の当初、変更時)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・ 施工体系図が現場の見やすい場 所に掲げられているか？ (施工時 1 回／月程度)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・ 元請負人がその下請け工事の施 工に実質的に関与しているか？ (施工時の当初、変更時)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		建設業許可標 識	・ 建設業許可を受けたことを示す 標識を公衆の見やすい場所に設置 し監理技術者が正しく記載されて いるか？ (施工時 1 回程度)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		作業分担	・ 作業の分担と責任の範囲が書面 で確認できるか？ (施工計画書提出時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
	II 配 置 技 術 者／ 現 場 代 理 人	現場代理人	・ 現場代理人は現場に常駐し現場 の運営取り締まりを適切に実施し ているか？ (施工時 1 回程度)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・ 現場代理人は工事全般の把握が できているか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・ 現場代理人は監督職員との連絡 調整及び対応ができているか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		専門技術者の 配置	・ 専門技術者が配置されている か？ (施工計画時、施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		作業主任者の 選任	・ 作業主任者が選任されている か？ (施工計画時、施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
			・ 作業に当たり作業主任者がいる か？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	
		監理技術者の 専任制	・ 資格者証の提示を求め内容を確認する (着手前)	(/) YES NO							
			・ 配置予定技術者、通知による監 理技術者は施工体制台帳に記載さ れた監理技術者と監理技術者証に 記載された技術者及び本人が同一	(/) YES NO							

別紙 9－3

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの目安)	チ ェ ッ ク 時 期							備 考
				着 手 前	施 工 中					完 成 時	
		監理技術者の 専任制	であることを確認する（着手前）								
			・現場に常駐しているか？ （施工時1回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工計画や工事に係わる工程技 術的事項を把握し主体的に係わっ ているか？（施工時、打合せ時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		監理技術者の 対応	・創意工夫又は提案をもって工事 の進捗に努めているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・契約書、設計図書、指針等をよ く理解し現場に反映しているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・設計図書の照査を行い現場との 相違に対応しているか？ （施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・工事規模に応じた人員・機械配 置がなされているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・作業環境、気象、地質条件等の 困難克服に努めているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工時に伴う創意工夫の提案に より品質等の向上に努めている か？（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		現場技術者	・現場技術員との対応は適切か？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		下請負者の把 握	・受注者は下請負者に対して総合 的に企画、指導及び調整をしてい るか？（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・下請負者が農水省の工事指名競 争参加資格者である場合には指名 停止期間中でないこと （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		検査（確認を 含む）及び立 会い等の調整	・監督員の立会にあたってはあら かじめ立会願いを提出して行っ ているか？（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・段階確認の確認時期は適正か？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

別紙 9－4

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの目安)	チ ェ ッ ク 時 期							備 考
				着 手 前	施 工 中					完 成 時	
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	設計図書の照査等	・契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・現場との相違事実がある場合その事実が確認できる資料を書面により提出しているか？ (施工時適宜)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち提出されたか？ (着手前、変更時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・記載内容と現場施工方法は一致していたか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致しているか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・記載内容が現場条件等を反映しているか？ (着手前、変更時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・工程表の内容が検討されて充実しているか？ (着手前、変更時)	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ管理しているか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫が見られるか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われているか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・見本又は工事記録写真等の整理に工夫がみられるか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		・材料見本、工事記録写真	・現場事務所、作業員宿舍、休憩所及び作業環境等の改善を行い快適な職場を形成し、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に積極的に努めているか？ (施工時適宜)		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

別紙 9-5

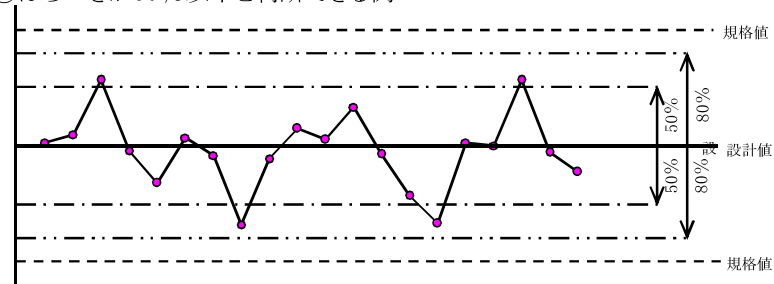
[illegible]

出来形及び品質のばらつきの考え方

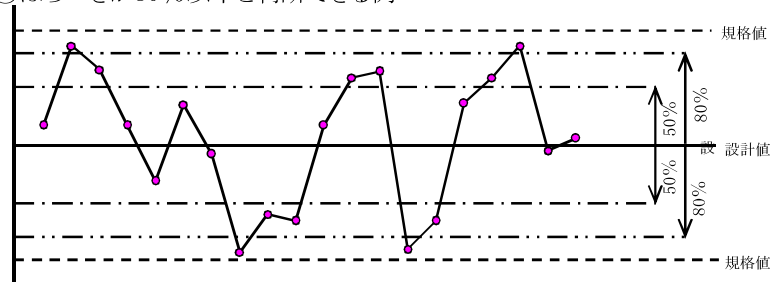
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

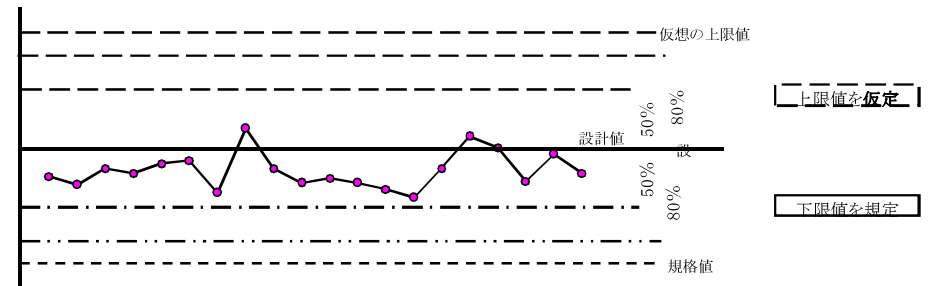
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

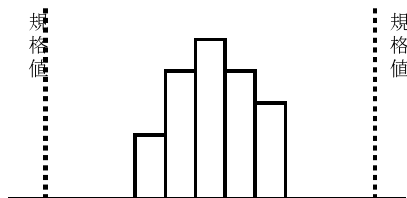


(下限値のみの場合)

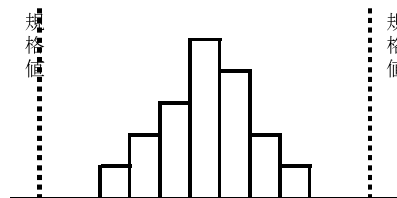


[度数表またはヒストグラムの場合]

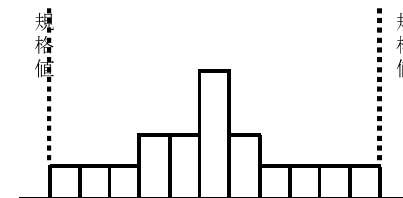
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



別記様式（工事特性等実施状況）

工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項 目	評 価 内 容	備 考	
□工事特性 工事全体を通して他の類移 工事に比べて、特異な技 術力	□構造物の特殊性	規模が特殊な構造物等 複雑な形状の構造物等	
	□都市部等の作業環境、社会 条件	埋設物等の地中内の作業障害物等 周辺環境条件の影響等 騒音・振動等環境対策等 現道上の交通規制等 緊急時の対応等 広範囲な施工箇所の対応等	
	□自然・地盤条件	特殊な地盤条件への対応等 気象現象の影響等 急峻な地形及び危険地内の対策等 自然環境の保全に配慮等	
	□長期工事における安全確保	12ヶ月を超える工期等	
□創意工夫 「工事特性」 で評価するほ どでない軽微 な工夫	□施工	施工に伴う機械、器具、工具、装具類等 二次製品、代替製品の利用等 施工方法の工夫等 施工環境の改善等 仮設計画の工夫等 施工管理、品質管理の工夫等 情報化施工の実施等 新技術活用	
	□品質	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫等 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 等 鉄筋、P Cケーブル、コンクリート二次製品等 の使用材料に関する工夫等 配筋、溶接作業等に関する工夫等	
	□安全衛生	安全衛生教育の実施等 安全施設・仮設備の配慮等 安全教育・講習会・パトロールの工夫等 作業環境の改善等 交通事故防止の工夫等	
□社会性等 地域社会や住 民に対する貢 献	□地域への貢献度	周辺環境への配慮等 現場環境の地域への調和等 地域住民とのコミュニケーション等 ボランティアの実施等	

1. 該当する項目の□にレマーク記入。

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評価内容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別添 1

工事技術的難易度評価実施要領

(対象工事)

第 1 技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、東海農政局工事成績等評定実施要領（以下「評定要領」という。）第 2 に規定された対象工事のうち、東海農政局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、干拓工事、ダム工事、橋梁工事、ため池工事、地すべり工事、建築工事、施設機械設備製作据付工事、その他これに類する工事とする。

(評価の時期)

第 2 評価の時期は、工事の完成時とする。

(評価者)

第 3 技術的難易度評価の評価者は、評定要領第 4（2）に規定する事業（務）所長とする。

(評価の方法)

- 第 4 評価は、工事ごとに独立して、主任監督職員の意見を参考に行うものとする。
- 2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第 1－1「工事技術的難易度評価表（土木・建築）」並びに別記様式 1－2「工事技術的難易度評価表（施設機械）」に記録するものとする。
 - 3 前項の評価は、別紙－1の方法により行うものとする。

(評価結果の報告)

第 5 事業（務）所長は、工事技術的難易度評価の結果を局長に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第 6 局長又は事業（務）所長は、評定要領第 8 に規定する様式により、当該工事の請負者に通知するものとする。

別紙－１

工事技術的難易度評価手順

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第１－１」並びに「別記様式第１－２」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順１ 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙－２「工事区分表」による。

手順２ 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙－３－１「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木・建築）」並びに別紙－３－２「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（施設機械）」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第１－１並びに別記様式第１－２に記入する。

手順３ 大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目ごとの評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第１に記入する。

表－１ 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が１つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が１つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順４ 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第１に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が１つあり、かつ、B判定が３個以下の場合には「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２ 「易、やや難、難」判定基準

易、やや難、難 の 判 定	大 項 目 評 価
難	・ 大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・ 大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・ 大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・ 大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・ 大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下である。
易	・ 大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順５ 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙－４「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、別記様式第１に記録する。

年 月 日

入札契約方式			事業所等名			所長等		
工事名				契約金額（最終）				
工事 I D				工期（最終）	～			
請負業者名				CORINS登録番号		工事区分コード		
評 価 項 目					評 価 内 容			
大 項 目	評価	小 項 目	評価	該当番号				
1. 構造物条件		①規模						
		②形状						
		③その他						
2. 技術特性		①工法等						
		②その他						
3. 自然条件		①湧水・地下水						
		②軟弱地盤						
		③作業用道路・ヤード						
		④気象・海象						
		⑤その他						
4. 社会条件		①地中障害物						
		②近接施工						
		③騒音・振動						
		④水質汚濁						
		⑤作業用道路・ヤード						
		⑥現道作業						
		⑦その他						
5. マネジメント特性		①他工区調整						
		②住民対応						
		③関係機関対応						
		④工程管理						
		⑤品質管理						
		⑥安全管理						
		⑦その他						
6. 特別考慮要因		—						
工事区分			技術的難易度評価					
			「易、やや難、難」評価					

※ 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

年 月 日

入札契約方式			事業所等名			所長等		
工事名					契約金額（最終）			
工事 I D					工期（最終）	～		
請負業者名					CORINS登録番号		工事区分コード	
評 価 項 目					評 価 内 容			
大 項 目	評価	小 項 目	評価	該当番号				
1. 設備条件		①設備種別						
		②設備規模						
		③その他						
2. 設備技術特性		①施工技術						
		②その他						
3. 設備据付条件		①設備環境						
		②土木構造物						
		③その他						
4. 社会条件		①地中障害物						
		②近接施工						
		③騒音・振動						
		④水質汚濁						
		⑤作業用道路・ヤード						
		⑥現道作業						
		⑦その他						
5. マネジメント特性		①他工区調整						
		②住民対応						
		③関係機関対応						
		④工程管理						
		⑤品質管理						
		⑥安全管理						
		⑦その他						
6. 特別考慮要因		—						
工事区分			技術的難易度評価					
			「易、やや難、難」評価					

※ 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

工 事 分 類	構 造 物 分 類	構造型式・工法分類	工事区分
1. ほ場整備	1.1 区画整理	1.1.1 平地（表土扱い工法）	1011
		1.1.2 〃（簡易整地工法）	1012
		1.1.3 傾斜地	1013
	1.2 暗渠排水		1020
	1.3 客 土		1030
2. 農用地造成	2.1 改良山成		2010
	2.2 階段畑		2020
	2.3 土壌処理等	2.3.1 土壌改良材散布	2031
		2.3.2 石礫除去	2032
		2.3.3 その他	2033
3. 農 道	3.1 切土工		3010
	3.2 盛土工		2020
	3.3 法面保護工	3.3.1 法枠工法	3031
		3.3.2 コンクリート吹付	3032
		3.3.3 客土吹付	3033
		3.3.4 その他	3034
	3.4 トンネル	3.4.1 山岳トンネル工法	3041
		3.4.2 シールド工法	3042
		3.4.3 開削工法	3043
	3.5 舗装	3.5.1 アスファルト舗装	3051
		3.5.2 コンクリート舗装	3052
	3.6 擁壁工	3.6.1 山留工	3061
		3.6.2 法留工	3062
4. 橋梁	4.1 橋梁上部工	4.1.1 RC橋	4011
		4.1.2 PC橋	4012
		4.1.3 鋼橋	4013
		4.1.4 床版工（鋼橋）	4014
	4.2 橋梁下部工	4.2.1 RC橋脚・橋台	4021
		4.2.2 鋼製橋脚・橋台	4022
		4.2.3 合成構造橋脚・橋台	4023
5. 水 路 工	5.1 開水路	5.1.1 現場打水路	5011
		5.1.2 二次製品水路	5012

工 事 分 類	構 造 物 分 類	構造型式・工法分類	工事区分
	5.2 暗渠工（函渠工）	5.2.1 現場打水路	5021
		5.2.2 二次製品水路	5022
	5.3 管水路	5.3.1 RC管	5031
		5.3.2 VP管	5032
		5.3.3 DCIP管	5033
		5.3.4 FRPM管	5034
		5.3.5 SP管	5035
		5.3.6 コルゲート管	5036
		5.3.7 その他	5037
	5.4 サイホン工		5040
	5.5 水路橋	5.5.1 水路橋（大規模）	5051
		5.5.2 水路橋（小規模）	5052
	5.6 水管橋	5.6.1 水管橋（大規模）	5061
		5.6.2 水管橋（小規模）	5062
6. 水路トンネル	6.1 水路トンネル	6.1.1 山岳トンネル工法	6011
		6.1.2 シールド工法	6012
		6.1.3 推進工法	6013
		6.1.4 開削工法	6014
7. 河川及び排水路	7.1 築堤工		7010
	7.2 護岸工	7.2.1 ブロック積	7021
		7.2.2 ブロックマット	7022
	7.3 頭首工	7.3.1 岩着タイプ	7031
		7.3.2 フローティングタイプ	7032
	7.4 揚排水機場		7040
	7.5 樋門・樋管		7050
	7.6 根固工		7060
	7.7 柵渠工		7070
	7.8 矢板工		7080
8. 畑かん施設	8.1 揚水機場（加圧）		8010
	8.2 末端パイプライン		8020
	8.3 散水施設		8030
	8.4 調整水槽（FP）	8.4.1 PCタンク	8041
		8.4.2 RCタンク	8042

別紙－２

工事区分表

NO. 2

工 事 分 類	構 造 物 分 類	構造型式・工法分類	工事区分
9. 干 拓	9.1 防潮水門		9010
	9.2 締切堤防	9.2.1 本堤	9021
		9.2.2 承水路堤	9022
	9.3 排水機場		9030
	9.4 潮廻水路		9040
	9.5 水切(排水路)		9050
	9.6 暗渠排水		9060
	9.7 土壌改良		9070
10. ダ ム	10.1 ダム	10.1.1 コンクリートダム	10011
		10.1.2 ロックフィルダム	10012
		10.1.3 アースダム	10013
		10.1.4 表面遮水壁フィルダム	10014
		10.1.5 複合ダム	10015
11. ため池	11.1 ため池	11.1.1 山 池	11011
		11.1.2 麓 池	11012
		11.1.3 皿 池	11013
	11.2 盛立(築堤)	11.2.1 前刃金工法	11021
		11.2.2 抱土工法	11022
	11.3 取水施設		11030
	11.4 洪水吐		11040
	11.5 底泥浚渫		11050
12. 地すべり	12.1 抑制工	12.1.1 承水路	12011
		12.1.2 排水路	12012
		12.1.3 水抜きボーリング	12013
		12.1.4 集水井	12014
		12.1.5 排水トンネル	12015
		12.1.6 堰堤	12016
		12.1.7 床止工	12017
	12.2 抑止工	12.2.1 杭打工	12021
		12.2.2 擁壁工	12022
		12.2.3 アンカー工	12023
		12.2.4 その他	12024

[illegible]

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
１．構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（土盛り厚やトンネル線形等を含む）
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
２．技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
３．自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地滑り等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
４．社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
５．マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

〔評価方法〕

以下の３ランクの評価を行う

Ａ：特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」

Ｂ：困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」

Ｃ：一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
1. 設備条件	①設備種別	主な設備の種別（用途、種類、構造、電圧等）
	②設備規模	主な設備の規模（寸法、口径、能力、設備容量等）
	③その他	機器設備の改造・転用、特殊な対象設備等
2. 設備技術特性	①施工技術	新技術、新素材、工法、使用材料等
	②その他	施工技術に関する技術提案等
3. 設備設置条件	①設備環境	気象条件、現場条件等
	②土木構造物	土木構造物の形状等
	③その他	その他の特殊要因等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

〔評価方法〕

以下の3ランクの評価を行う

A：特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」

B：困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」

C：一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

別紙－４

工事区分別工事難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
 なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

工事分類	構造物分類・構造型式・工法分類	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
１．ほ場整備	区画整理、暗渠排水、客土	易	やや難	難			
２．農用地造成	改良山成、階段畑、土壌処理等	易	やや難	難			
３．農 道	切土工、盛土工、法面保護工、舗装、擁壁工	易	やや難	難			
	トンネル			易	やや難	難	
４．橋 梁	橋梁上部工、橋梁下部工		易	やや難	難		
５．水路工	開水路、函渠工、管水路工、水路橋(小規模)、水管橋(小規模)	易	やや難	難			
	サイホン、水路橋(大規模)、水管橋(大規模)		易	やや難	難		
６．水路トンネル	水路トンネル(推進工法)		易	やや難	難		
	水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
７．河川 及び排水路	築堤工、護岸工、根固工、柵渠工、矢板工	易	やや難	難			
	揚排水機場、樋門・樋管		易	やや難	難		
	頭首工			易	やや難	難	
８．畑かん施設	揚水機場(加圧)、末端パイプライン、散水施設、調整水槽（ＲＣタンク）	易	やや難	難			
	調整水槽（ＰＣタンク）		易	やや難	難		
９．干 拓	締切堤防(承水路堤)、潮廻水路、水切(排水路)、暗渠排水、土壌改良	易	やや難	難			
	防潮水門、締切堤防(本堤)、排水機場		易	やや難	難		
10．ダ ム	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
11．ため池	皿池、盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、底泥浚渫	易	やや難	難			
	山池、麓池		易	やや難	難		
12．地すべり	抑制工(承水路、排水路、水抜きボーリング、床止工)、抑止工(擁壁工)	易	やや難	難			
	抑制工(集水井、排水トンネル、堰堤)、抑止工(杭打工、アンカー工)		易	やや難	難		
13．建 築	木造、鉄骨	易	やや難	難			
	ＲＣ		易	やや難	難		
14．施設機械	水路用ゲート、ゴム引布製起伏堰ゲート、除塵設備、ダム管理設備	易	やや難	難			
	ダム以外の受電設備、水管理設備		易	やや難	難		
	堰ゲート、ダム放流ゲート、ダム取水ゲート、ポンプ設備 ダム用受電設備、水力発電設備			易	やや難	難	

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

別添 2

V E 提案等評定実施要領

(対象工事)

第 1 V E 評価の対象は、評定要領第 2 条に規定された評定の対象工事のうち、地方農政局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、干拓工事、ダム工事、橋梁工事、施設機械設備製作据付工事、その他これに類する工事の入札時又は入札後契約前及び契約締結後に受け付けた技術提案とする。

(V E 評定の時期)

第 2 V E 評定の時期は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- 一 当該提案を受け付けたとき（以下「基本評定」という。）
- 二 当該提案に基づき工事を行ったものについては、工事が完成したとき（以下「完成時評定」という。）
- 三 供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあつては、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき（以下「事後評定」という。）

(評定者)

第 3 V E 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 基本評定及び事後評定の評定者は、V E 提案審査会としその構成は、「公募型指名競争入札方式の実施について（平成 6 年 6 月 6 日付け 6 地第 430 号）」に規定された技術審査会とする。
- 二 完成時評定は、検査職員及び主任監督職員の考査を参考の上、前号に示す V E 提案審査会が行うものとする。

(V E 評定の方法)

第 4 V E 評定は、提案ごとに独立して行うものとする。

- 2 V E 提案の考査は、基本評定については、別記様式第 1 「V E 評定考査表（基本評定）」により、完成時評定については、別紙様式第 2 「V E 評定考査表（完成時評定）」、事後評定については、別紙様式第 3 「V E 評定考査表（事後評定）」により行うものとする。
- 3 V E 提案審査会は、基本評定ならびに完成時評定及び事後評定の結果を踏まえ、当該提案の V E 評定を決定するものとする。

- 4 評定に当たっては、別紙－１の留意事項を考慮するものとする。
- 5 評定結果は、別記様式第４「ＶＥ提案等評定表」に記録するものとする。

（ＶＥ評定結果の報告）

- 第５ ＶＥ提案審査会は、基本評定を行った場合及びＶＥ評定を決定した場合、次の各号に掲げる者に遅滞なく、報告するものとする。
- 一 支出負担行為担当官（代理官を含む。）が契約した工事にあっては、局長。
 - 二 分任支出負担行為担当官（代理官を含む。）又は契約担当官（代理官を含む。）が契約した工事にあっては当該工事を担当する事業（務）所長。
- ２ 事業（務）所長は、前項の規定により受理した評定表について、工事毎に、遅滞なく、局長に報告するものとする。

（ＶＥ評定結果の修正）

- 第６ ＶＥ提案に基づく施工に関し、かし等が発生した場合、ＶＥ提案審査会は、ＶＥ評定結果を修正するものとする。
- ２ かし等が極めて重大である場合は、ＶＥ評定結果を抹消するものとする。

（ＶＥ評定結果の通知）

- 第７ 局長（分任支出負担行為担当官又は契約担当官が契約した工事に係るＶＥ提案については、当該工事を担当する事業（務）所長）は、基本評定を行った後、当該提案を行った者に基本評定結果を速やかに別記様式５により通知するものとする。
- ただし、入札時ＶＥにおける基本評定結果については、落札者決定後速やかに通知するものとする。
- ２ 当該提案に基づき工事を行った者については、完成時評定を行った後、当該提案を行った者に完成時評定結果を速やかに評定要領第８に規定する様式により通知するものとする。
 - ３ 当該提案に基づき工事を行った者については、事後評定を行った後、当該提案を行った者に事後評価結果を速やかに別記様式５により通知するものとする。
 - ４ 第６第１項によりＶＥ評定結果の修正を行った場合、又は第２項により、ＶＥ評定結果の抹消を行った場合も同様とする。

別記様式第 1

V E 評 定 考 査 表 (基本評定)

年 月 日

事業所等名：〇〇〇〇事業(務)所

工 事 名	〇〇〇〇〇事業 〇〇〇〇〇〇〇〇工事					
提 案 件 名	〇〇〇〇〇施設構造の改造					
技 術 提 案 業 者 名	〇〇〇〇〇(株)					
V E 提 案 等 の 時 期	☐ 入札時 ☐ 入札後契約前 ☐ 契約後					
V E 提 案 の 採 否	☐ 採用 ☐ 不採用					
提 案 に 基 づ く 施 工 の 有 無	☐ 施工あり ☐ 施工なし					
提 案 者 の 契 約 の 有 無	☐ 契約あり ☐ 契約なし					
V E 提 案 審 査 会 開 催 年 月 日	年 月 日					
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名	〇〇農政局 整備部 〇〇 〇〇					
考 査 項 目		着 目 点		評 価		
共 通 考 査 項 目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である 等		a	b	c
	提案の独創性	新技術・新工法の採用 提案内容の創意工夫 等		a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性 施工期間の短縮 提案の根拠となる資料等の充実 等		a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果 等		a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策 リサイクルへの取り組み 等		a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用 大きな技術的波及効果 等		a	b	c
個 別 考 査 項 目	(具体的に記入)	(具体的に記入)		a	b	c
評 定 結 果	優	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。				
	良	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。				
	可	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。				
	(V E 提案審査会所見記入欄)					

注 1) 各考查項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。

2) 個別考查項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

V E 評 定 考 査 表 (完成時評定)

年 月 日

事業所等名：〇〇〇〇事業(務)所

工 事 名		〇〇〇〇〇事業 〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
提 案 件 名		〇〇〇〇〇施設構造の改造		
技 術 提 案 業 者 名		〇〇〇〇〇(株)		
完 成 検 査 年 月 日		年 月 日		
主 任 監 督 職 員 所 属 ・ 氏 名		〇〇〇〇事業(務)所 〇〇課 農林水産技官〇〇 〇〇		
完 成 検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名		〇〇農政局整備部 〇〇課 農林水産技官〇〇 〇〇		
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名		〇〇農政局整備部 〇〇 〇〇		
考 査 項 目		着 目 点		評 価
主 任 監 督 職 員	施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか 等		a b c
	施工プロセス	提案に関して監督員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか 等		a b c
	(所見記入欄)			
検 査 職 員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか		a b c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか 等		a b c
	性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、 性能の達成状況について具体的に記入	提案通りの性能が得られたか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。		a b c
(所見記入欄)				
評 定 結 果	a	提案を上回る優れた成果が得られた。		
	b	提案とおりの成果が得られた。		
	c	提案を満たさなかった。あるいは提案に起因した問題等が発生。		
	(V E 提案審査会所見記入欄)			

注1) 考查項目については、V E 提案等に係る部分に着目し記入する。

2) 各考查項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。

3) 評定は、検査職員及び主任監督職員の考查を参考の上、V E 提案審査会が行う。

別記様式第3

V E 評 定 考 査 表 (事後評定)

年 月 日

事業所等名：〇〇〇〇事業(務)所

工		事		名	○○○○○事業 ○○○○○○○工事	
提		案		件	名	○○○○○施設構造の改造
技 術 提 案 業 者 名						○○○○○(株)
事 後 評 定 年 月 日						年 月 日
V E 提案審査会代表所属・氏名						○○農政局整備部 ○○ ○○
考 査 項 目					着 目 点	
性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入					規定されている性能を満たしているか	
					※必要に応じ性能測定結果を添付すること。	
評 定 結 果		a	規定された性能を満たしている。			
		b	規定された性能を満たしていない。			
	(V E 提案審査会所見記入欄)					

V E 提 案 等 評 定 表

年 月 日

事業所等名：〇〇〇〇事業(務)所

工 事 名	〇〇〇〇〇事業 〇〇〇〇〇〇〇〇工事
提 案 件 名	〇〇〇〇〇施設構造の改造
技 術 提 案 業 者 名	〇〇〇〇〇(株)
V E 提 案 等 の 時 期	☐ 入札時 ☐ 入札後契約前 ☐ 契約後
V E 提 案 の 採 否	☐ 採用 ☐ 不採用
提案に基づく施工の有無	☐ 施工あり ☐ 施工なし
提案者の契約の有無	☐ 契約あり ☐ 契約なし
契約内容（提案者が契約した場合に記入）	
契 約 金 額	当初： 最終：
工 期	当初： 年 月 日 最終： 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
基 本 評 定 年 月 日	年 月 日
V E 提案審査会代表所属・氏名	〇〇農政局整備部 〇〇 〇〇
基 本 評 定	優 良 可
完 成 時 評 定 年 月 日	年 月 日
主任監督職員 所属・氏名	〇〇〇〇事業(務)所 〇〇課 農林水産技官〇〇 〇〇
完成検査職員 所属・氏名	〇〇農政局 整備部〇〇課 農林水産技官〇〇 〇〇
V E 提案審査会代表所属・氏名	〇〇農政局 整備部 〇〇 〇〇
完 成 時 評 定	a b c
事 後 評 定 年 月 日	年 月 日
事 後 評 定	a b
V E 評 定 年 月 日	年 月 日
V E 提案審査会代表所属・氏名	
V E 評 定	VI V IV III II I

注 1) 本様式は、V E 提案等評定の確定時に作成する。

2) 同一工事で入札時、契約後双方又は入札後契約前、契約後双方に V E 提案等があった場合は、それぞれ別様に作成する。

3) 完成時評定、事後評定は評定を行った場合のみ記入する。

4) V E 提案審査会代表所属・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。

5) 基本評定と V E 評定の関係は提案の採用、不採用により、以下のとおりとする。

V E 評定		VI	V	IV	III	II	I
基本評定	採 用			優	良	可	
	不採用				優	良	可

6) 完成時評定を行った場合は、基本評定による V E 評定を次のとおり修正する。

評価 a：基本評定による V E 評定を 2 ランクアップ（例：IV→VI）

評価 b：基本評定による V E 評定を 1 ランクアップ（例：III→IV）

評価 c：基本評定による V E 評定を 1 ランクダウン（例：III→II）

7) 事後評定で b の場合は、基本評定後の V E 評定を 1 ランクダウンする。

番 号
年月日

提案の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇農政局長（事業（務）所長）
〇〇〇〇

V E 提案等評定通知書

貴社が行った V E 提案等について、〇〇農政局工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

1 工事名 〇〇事業 〇〇工事

2 評定年月日 〇年〇月〇日

3 V E 評定

評定内容	評定結果
基本評定	
完成時評定	
事後評定	

【事後評定を行う場合にのみ記載する】

【評定の対象と成らないものは、「該当なし」と記載する】

4 書面の送付先 住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)

5 手続等の問い合わせ先 住所 〇〇〇〇
〇〇農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(〇〇農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)
Tel (代) 内線

別紙－ 1

VE 評価にあたっての留意事項

1. VE 評価の対象となる工事

VE 評価は、入札者若しくは契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とし、現在試行されている以下のような方式が対象となるが、新たな方式が試行された場合は、適宜対象に追加する。

入札時に技術提案を受け付けるもの

- ・入札時 VE 方式（総合評価、価格競争）

入札後契約締結前に技術提案を受け付けるもの

- ・入札後契約前 VE 方式

契約後に技術提案を受け付けるもの

- ・契約後 VE 方式

2. VE 評価の対象となる VE 提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たす VE 提案を対象とする。落札、不落札は問わない。また、審査の結果不採用とした VE 提案でも、要件を満たしているものであれば VE 評価の対象とする。

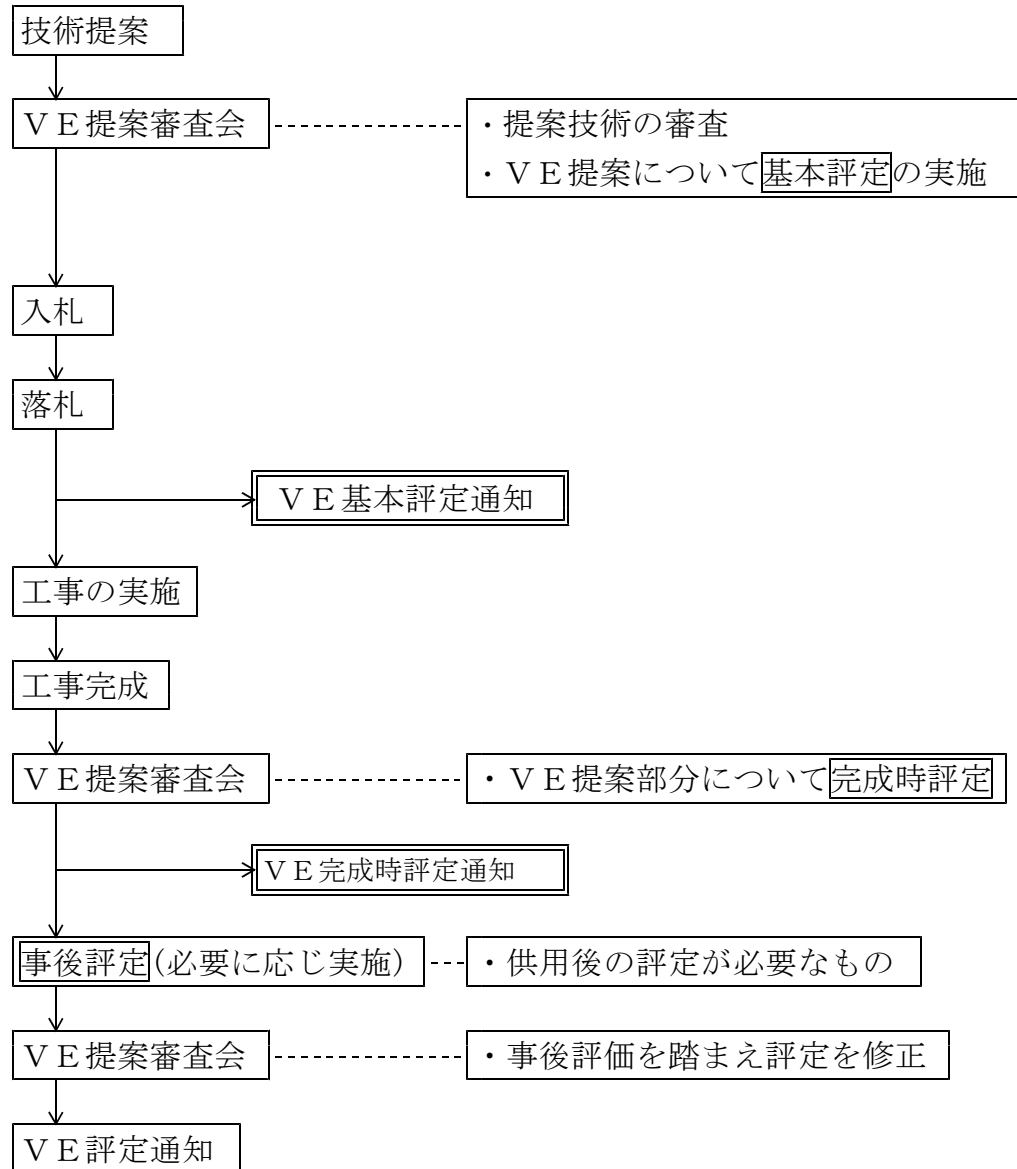
< VE 評価の対象として認められない VE 提案の例 >

- ・設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案
- ・必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

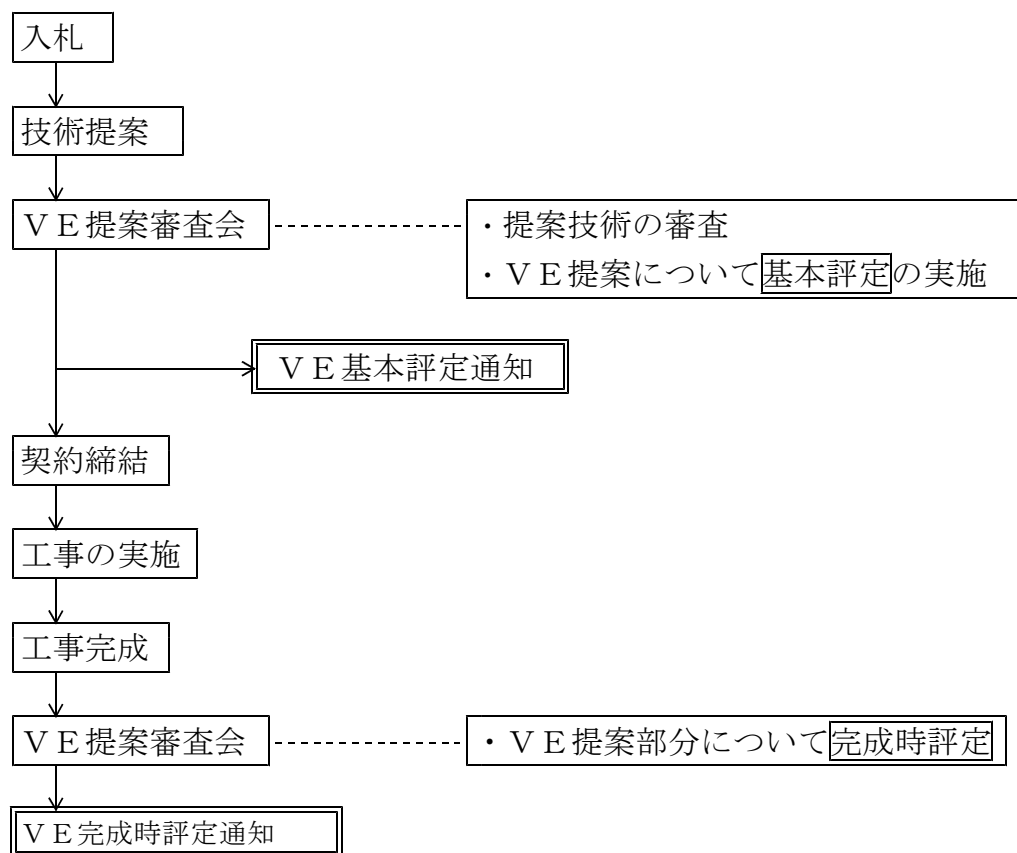
3. 評価の流れ

評価の流れの概要は以下の通りである。

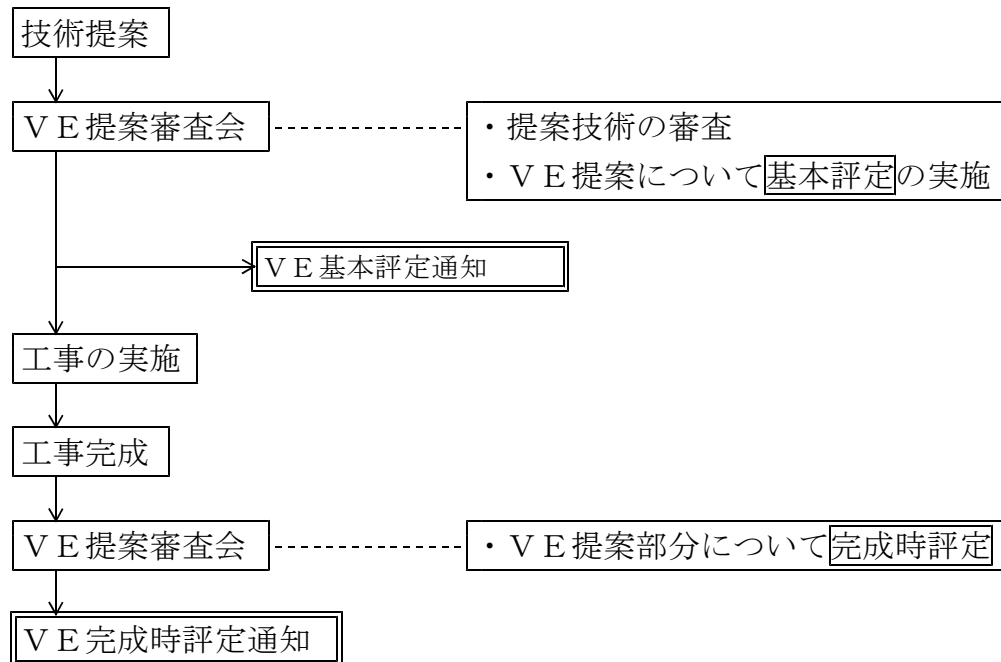
- ・入札時に技術提案を受け付けるもの（入札時VE）



- ・ 入札後契約締結前に技術提案を受け付けるもの（入札後契約前V E）



- ・ 契約後に技術提案を受け付けるもの（契約後 V E）



4. 評価方法

基本評価及び完成時評価・事後評価を踏まえ、以下の通り 6 段階に評価を行う。

○基本評価

以下の通り、基本評価の 3 ランク評価を踏まえた評価を行う。V E 提案は採択されたが落札しなかった場合及び V E 提案が不採択の場合（＝提案に基づく工事を行わなかった場合）は、基本評価がそのまま最終評価となる。

評価	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
採 択			優	良	可	
不採択				優	良	可

○完成時評価

提案に基づく工事を行った場合は、完成時評価による補正を行う。

- ・評価 a：基本評価を 2 ランクアップ
- ・評価 b：基本評価を 1 ランクアップ
- ・評価 c：基本評価を 1 ランクダウン

（評価例）

基本評価：優、完成時評価：a の場合 Ⅵ

基本評価：良、完成時評価：b の場合 Ⅳ

基本評価：可、完成時評価：c の場合 Ⅰ

○事後評価

当該工事の引き渡し後において、供用後の性能等が規定された工事にあつては、当該性能の測定時に事後評価を行い補正を行う。

- ・評価 a：基本評価を 2 ランクアップ
- ・評価 b：基本評価を 1 ランクダウン

5. V E 評価の修正

一度決定した評価であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、V E 提案審査会において評価を修正する。極めて大きなかし等が発生した場合は、V E 点の抹消も含め検討する。